

「高圧・特別高圧電気取扱特別教育テキスト（第5版）」ご購入の方へのお知らせ

現在販売している本書において、誤記がございましたのでお詫びし、訂正させていただきます。

○本書の一部を以下のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	項目	正	誤
iii	まえがき 4行目	～小規模発電設備～	～小出力発電設備～
289	第42条	(文末に追記) 安衛令第13条第3項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 1. ～4. 略 5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 7. 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。） 8. ～27. 略 28. 墜落制止用器具 29. ～33. 略 34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車	
291	第44条の2	(削除)	安衛令第13条第3項（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 1. ～4. 略 5. 活線作業用装置（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては600Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 6. 活線作業用器具（その電圧が、直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える充電電路について用いられるものに限る。） 7. 絶縁用防護具（対地電圧が50Vを超える充電電路に用いられるものに限る。） 8. ～27. 略 28. 墜落制止用器具 29. ～33. 略 34. 作業床の高さが2メートル以上の高所作業車

※項目欄の赤字の部分が今回の修正